

【目的】

国、県、市町村及び河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千葉県の県管理河川流域において大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

【実施事項】

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年出水期前に土木事務所ごとに減災対策会議を開催し状況の共有を図った上で、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

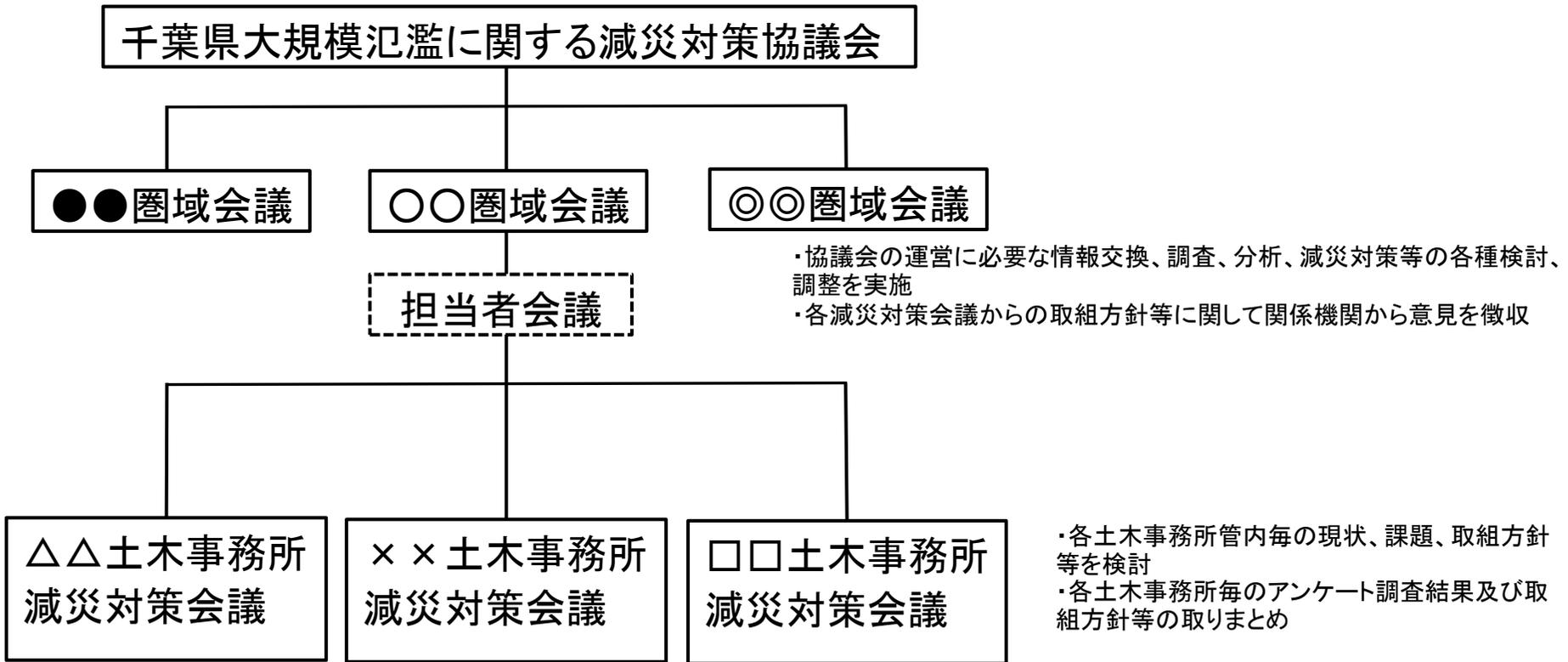
千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会の設置及び構成員

資料3-2

協議会名	圏域会議	該当する土木事務所	該当する市町村名	協議会構成員	国関係
千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会	利根川圏域会議	柏土木事務所	柏市、我孫子市	【県】：危機管理課長、河川整備課長、河川環境課長 関係する地域振興事務所長（東葛飾、印旛、香取、海匝、山武） 関係する土木事務所長（柏、印旛、成田、香取、銚子） 【市町村】：上記土木事務所管内の市町村長 【国】：直轄関係事務所、銚子地方気象台 【その他】水資源機構	利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 銚子地方気象台
		印旛土木事務所	佐倉市、印西市、白井市、四街道市、酒々井町、栄町		
		成田土木事務所	成田市、富里市、芝山町、多古町		
		香取土木事務所	香取市、神崎町、東庄町		
		銚子土木事務所	銚子市		
	江戸川圏域会議	葛南土木事務所	船橋市、市川市、浦安市	【県】：危機管理課長、河川整備課長、河川環境課長 関係する地域振興事務所長（葛南、東葛飾） 関係する土木事務所長（葛南、東葛飾） 【市町村】：上記土木事務所管内の市町村長 【国】：直轄関係事務所、銚子地方気象台	江戸川河川事務所 利根川上流河川事務所 銚子地方気象台
		東葛飾土木事務所	松戸市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市		
	東京湾圏域会議	千葉土木事務所	千葉市、習志野市、八千代市	【県】：危機管理課長、河川整備課長、河川環境課長 関係する地域振興事務所長（葛南、君津） 関係する土木事務所長（千葉、市原、君津） 【市町村】：上記土木事務所管内の市町村長 【国】：関東地方整備局河川部、銚子地方気象台 【その他】：水資源機構	関東地方整備局 銚子地方気象台
		君津土木事務所	君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市、		
		市原土木事務所	市原市		
	九十九里圏域会議	海匝土木事務所	匝瑳市、旭市	【県】：危機管理課長、河川整備課長、河川環境課長 関係する地域振興事務所長（海匝、山武、長生） 関係する土木事務所長（海匝、山武、長生） 【市町村】：上記土木事務所管内の市町村長 【国】：関東地方整備局河川部、銚子地方気象台 【その他】：水資源機構	関東地方整備局 銚子地方気象台
		山武土木事務所	東金市、大網白里市、山武市、横芝光町、九十九里町		
		長生土木事務所	茂原市、一宮町、白子町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村		
	房総圏域会議	夷隅土木事務所	いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町	【県】：危機管理課長、河川整備課長、河川環境課長 関係する地域振興事務所長（夷隅、安房） 関係する土木事務所長（夷隅、安房） 【市町村】：上記土木事務所管内の市町村長 【国】：関東地方整備局河川部、銚子地方気象台	関東地方整備局 銚子地方気象台
		安房土木事務所	館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町		

※事務局は河川環境課（及び補佐に指名された土木事務所）

減災対策協議会組織図



千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

平成29年 5月18日施行

(名称)

第1条 この会議は、「千葉大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したこと、さらに平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町村及び河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千葉県の県管理河川流域において大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は利根川圏域、江戸川圏域、東京湾圏域、九十九里圏域、房総圏域の5つの圏域からなり、別表1のとおり構成する。なお、各圏域は別図1に示す範囲とする。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)を協議会に参加を求めることができる。

(減災対策会議の設置)

第4条 水害リスクは各河川において異なることから、地域の実情に対応した取り組みを検討するため、各土木事務所に設置する。

- 2 本会議の構成は管内市町村及び指定水防管理団体、会議の運営等に関する必要な事務は各土木事務所の調整課が行う。
- 3 土木事務所は、必要に応じて第2項によるもの以外の者に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年出水期前に土木事務所ごとに減災対策会議を開催し状況の共有を図った上で、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会の資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の運営等に関する必要な事務を処理するため、河川環境課に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の開催にあたり補佐に土木事務所を指名することができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

別表1（協議会の構成員）

[圏域共通]

気象庁銚子地方気象台長

千葉県防災危機管理部危機管理課長

千葉県県土整備部河川整備課長

千葉県県土整備部河川環境課長

[利根川圏域]

千葉県東葛飾地域振興事務所長

千葉県印旛地域振興事務所長

千葉県香取地域振興事務所長

千葉県海匝地域振興事務所長

千葉県山武地域振興事務所長

千葉県柏土木事務所長

千葉県印旛土木事務所長

千葉県成田土木事務所長

千葉県香取土木事務所長

千葉県銚子土木事務所長

銚子市長

成田市長

佐倉市長

柏市長

我孫子市長

四街道市長

印西市長

白井市長

富里市長

香取市長

酒々井町長

栄町長

神崎町長

多古町長

東庄町長

芝山町長

印旛利根川水防事務組合管理者

千葉県長沼水害予防組合管理者

オブザーバー

国土交通省利根川上流河川事務所

国土交通省利根川下流河川事務所

国土交通省霞ヶ浦河川事務所

水資源機構利根川下流総合管理所

水資源機構千葉用水総合管理所

[江戸川圏域]

千葉県葛南地域振興事務所長

千葉県東葛飾地域振興事務所長

千葉県葛南土木事務所長

千葉県東葛飾土木事務所長

市川市長

船橋市長

松戸市長

野田市長

流山市長

鎌ヶ谷市長

浦安市長

オブザーバー

国土交通省利根川上流河川事務所

国土交通省江戸川河川事務所

[東京湾圏域]

千葉県葛南地域振興事務所長

千葉県君津地域振興事務所長

千葉県千葉土木事務所長

千葉県君津土木事務所長

千葉県市原土木事務所長

千葉市長

木更津市長

習志野市長

市原市長

八千代市長

君津市長

富津市長

袖ヶ浦市長

オブザーバー

関東地方整備局

水資源機構千葉用水総合管理所

[九十九里圏域]

千葉県海匝地域振興事務所長

千葉県山武地域振興事務所長

千葉県長生地域振興事務所長

千葉県海匝土木事務所長

千葉県山武土木事務所長

千葉県長生土木事務所長

茂原市長

東金市長

旭市長

匝瑳市長

山武市長

大網白里市長

九十九里町長

横芝光町長

一宮町長

睦沢町長

長生村長

白子町長

長柄町長

長南町長

オブザーバー

関東地方整備局

水資源機構千葉用水総合管理所

[房総圏域]

千葉県夷隅地域振興事務所長

千葉県安房地域振興事務所長

千葉県夷隅土木事務所長

千葉県安房土木事務所長

館山市長

勝浦市長

鴨川市長

南房総市長

いすみ市長

大多喜町長

御宿町長

鋸南町長

オブザーバー

関東地方整備局

別図1 (千葉県分割図)

